

## 電気の託送料金平均単価表

### 託送料金相当額について（低圧従量制）

低圧従量制（毎月の検針によりご使用量を確定している）の料金メニューのお客さまにつきましては、下記計算式の[ ]内に1ヶ月のご使用量を当てはめて計算していただくことで託送料金相当額を算出することができます。

<b>【中部エリア】</b>			
<b>1ヶ月の電気ご使用量</b>	<b>低圧託送平均単価</b>	<b>託送料金相当額(税込)</b>	
[ ]kWh	× 8.61 円/kWh	=	[ ]円

  

<b>【北陸エリア】</b>			
<b>1ヶ月の電気ご使用量</b>	<b>低圧託送平均単価</b>	<b>託送料金相当額(税込)</b>	
[ ]kWh	× 8.61 円/kWh	=	[ ]円

(注 1)参考値であり、ご請求金額の内訳ではございません。

(注 2)法律で定められた賠償負担金相当額、廃炉円滑化負担金相当額を含みます。

(注 3)託送供給等約款に規定された需要側託送料金に基づき算定されたもので、発電側課金は含んでおりません。

(注 4)電源開発促進税相当額 = 電源開発促進税税率(0.375 円/kWh) × 電源開発促進税対象需要 ÷ 託送料金算定対象需要 + 税

中部・北陸エリアの低圧託送料金平均単価は下記の通りとなります。

単位：円/kWh（税込）

供給エリア	託送料金平均単価 (低圧供給)	賠償負担金 相当額	廃炉円滑化 負担金相当額	電源開発促進税 相当額 ※
中部	<b>10.04</b>	0.06	0.01 未満	0.414
北陸	<b>9.27</b>	0.05	0.01 未満	0.413

(2024年4月時点)

引用元：[経済産業省 資源エネルギー庁 HP](#)より